

第143回 定時株主総会 招集ご通知

日 時

2022年6月24日（金曜日）午前10時

場 所

東京都中央区銀座五丁目11番10号
弘電社ビル 2階会議室

決議事項

- | | |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |

新型コロナウイルス感染症の状況をふまえて、株主様の安全確保及び感染拡大防止のために、株主様には極力、書面又はインターネットによる議決権の事前行使をお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

企業理念

弘電社は「創造する喜び」を通して、豊かな人間社会の実現に貢献する。

『弘電社は「創造する喜び」を通して、豊かな人間社会の実現に貢献する。』を企業理念としています。

豊かな人間社会とは国連が定めた2030年までに達成すべき17の分野目標いわゆるSDGsの実現に他なりません。



株主の皆様へ

2021年度は二度にわたり業績予想を下方修正する結果となり、株主の皆様には大変ご心配をおかけし誠に申し訳ございません。

我々を取り巻く環境はwithコロナ、地政学リスクなどを背景にますます不透明なVUCA(Volatility Uncertainty Complexity Ambiguity)といわれる時代が継続してゆきます。

弘電社は足元の業績改善を着実に進めるとともに、持続的な成長、企業価値向上を目指し、新たな取り組みとしてカーボンニュートラルに向けた電力運用の改善支援や送電事業における資機材運搬用ドローンの運用を開始いたしました。

また、監査等委員会設置会社への移行によるガバナンス強化、現場業務支援プロジェクトの発足、組織の枠を越えた事業連携や他社との事業連携等の取り組み、基幹系業務システムの刷新等DX投資を行い、事業基盤、経営基盤強化に努めております。

今後も、お客様の多彩なニーズにお応えできるトータルエンジニアリング企業として「豊かな人間社会の実現に貢献」してまいります。

引き続きご支援賜りますようお願い申し上げます。

2022年6月

代表取締役 社長執行役員

松井 久憲



第143回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第143回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面又はインターネットによる事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

なお、書面又はインターネットにより議決権を行使する場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、2022年6月23日（木曜日）当社営業時間終了の時（午後5時30分）までに、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、書面が到着するようご送付いただくか、後記「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、議案に対する賛否をご入力いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

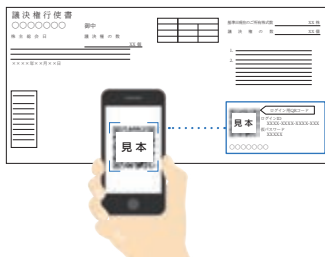
日時	2022年6月24日（金曜日）午前10時
場所	東京都中央区銀座五丁目11番10号 弘電社ビル 2階会議室
会議の目的事項	<p>報告事項</p> <p>1. 第143期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び 監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第143期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 計算書類報告の件</p> <hr/> <p>決議事項</p> <p>第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件</p>

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法等がご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

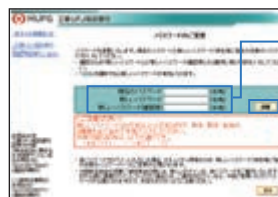
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、会社の体制及び方針、連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ (<http://www.kk-kodensha.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。なお、会社の体制及び方針は、監査報告の作成に際して、監査等委員会が監査をした事業報告に含まれておりません。また、連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書及び個別注記表は、監査報告の作成に際して、会計監査人及び監査等委員会が監査をした連結計算書類及び計算書類に含まれております。

以 上

1. 新型コロナウイルス感染症拡大防止及び株主様の安全確保のために、株主様には可能な限り書面又はインターネットによる議決権の事前行使をお願い申し上げます。
2. 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.kk-kodensha.co.jp/>) に修正の事項を掲載させていただきます。
3. 新型コロナウイルス感染症への対応として、会場の当社役員及び従業員はマスクを着用させていただきます。
4. 当日、株主様の体温を確認させていただき、発熱が確認される等体調不良と見受けられる場合は、ご入場を制限させていただく場合がございます。
5. 時間短縮のため、株主総会の進行につきましては、報告事項の読み上げ等の内容を省略させていただく場合もございますので、事前に招集通知の確認をお願いいたします。

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

① 営業目的の追加

今後の事業活動の拡大・多様化に備え、現行定款第3条（目的）に目的事項の追加を行うものであります。

② 株主総会資料の電子提供制度に備えた変更

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- 1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- 2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- 3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- 4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総 則</p>	<p>第1章 総 則</p>
第 1 条 ～ 第 2 条 (条文省略)	第 1 条 ～ 第 2 条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第 3 条 当会社の営業目的は次のとおりとする。	第 3 条 当会社の営業目的は次のとおりとする。
<ol style="list-style-type: none">1. 電気工事、管工事、鋼構造物工事、機械器具設置工事、電気通信工事、消防施設工事、土木工事及び建築工事並びにこれに関連する企画、設計、保守、監理及びコンサルティング業務2. 情報通信機械器具、制御・計測用電子機械器具、変電設備機械器具、工作機械器具、冷凍・空調機械器具、昇降機・監視制御装置等の電気機械器具並びに部品の製造及び販売3. コンピューターシステムの開発、販売及び保守4. 不動産の売買、賃貸借、仲介及び管理5. 蓄電池の再生処理及び販売6. 発電装置及び電力供給装置の販売及び設置7. 古物営業8. 労働者派遣事業 <p>(新設)</p> <ol style="list-style-type: none">9. 前各号に付帯する一切の事業	<ol style="list-style-type: none">1. (現行どおり)2. (現行どおり)3. (現行どおり)4. (現行どおり)5. (現行どおり)6. (現行どおり)7. (現行どおり)8. (現行どおり)9. <u>無人航空機使用事業</u>10. 前各号に付帯する一切の事業
第 4 条 ～ 第 15 条 (条文省略)	第 4 条 ～ 第 15 条 (現行どおり)
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>	(削除)
第16条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、 <u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第 16 条 (電子提供措置等)</p> <p>第 17 条 ~ 第 45 条 (条文省略)</p> <p>附 則</p> <p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち財務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第 17 条 ~ 第 45 条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p>
<p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p>1. 変更前定款第 16 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除及び変更後定款第 16 条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 16 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

(3) 補足説明

2022年9月1日に電子提供制度が施行されます。これに伴い、次回（2023年3月以降に開催）の株主総会から、株主総会資料は当社ウェブサイト等に掲載し、株主の皆様のお手元には簡易な招集通知（ウェブサイトに掲載したこと及びURL等を記載したお知らせ）等をお届けすることになります。次回以降の株主総会において、株主総会資料を書面で受領したい株主様におかれましては、毎事業年度の末日までに、「書面交付請求」のお手続きが必要になります。「書面交付請求」お手続きにつきましては、口座を開設している証券会社、もしくは、当社の株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行証券代行部まで、お問い合わせください。

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において「取締役」といいます。)7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営体制を強化するため取締役8名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会からは、全ての取締役候補者について適任であるとの意見表明を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

【参考】候補者一覧

候補者番号	氏名	当社における現在の地位及び担当	候補者属性	取締役会出席回数
1	まつい ひさのり 松井 久憲	代表取締役 社長執行役員	再任	12/12
2	かじかわ ゆうじ 梶川 裕司	副社長執行役員	新任	—
3	やまざき つとむ 山崎 勉	専務執行役員 (CTO・エンジニアリング統括担当) 電力・産業・プラント事業本部長	新任	—
4	やまな かつひで 山名 克英	取締役 上席常務執行役員 (CHO・コンプライアンス担当) 総務本部長	再任	12/12
5	たけむら りゅういち 竹村 隆一	上席常務執行役員 (CFO・業務革新プロジェクト室担当) 経営企画本部長	新任	—
6	かとう じゅんいち 加藤 淳一	社外取締役	再任 社外 独立役員	12/12
7	むらた よしお 村田 佳生		新任 社外 独立役員	—
8	きたじま ひでゆき 北嶋 秀行	取締役	再任	8/8

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立役員 証券取引所届出独立役員

候補者
番号

1

まつい ひさのり
松井 久憲

1959年7月25日生

再任

■所有する当社の株式数 1,800株

■取締役会出席回数 12回/12回

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 4月	三菱電機株式会社入社	2019年 6月	当社代表取締役 取締役社長
2012年 4月	同社社会システム事業本部社会環境事業部長	2020年 4月	当社代表取締役 取締役社長 社長執行役員
2013年 4月	同社役員理事経営企画室副室長	2020年 6月	当社代表取締役 社長執行役員 (現在に至る)
2015年 4月	同社役員理事営業本部副本部長		
2018年 4月	当社副社長執行役員		
2018年 6月	当社代表取締役 取締役副社長		

【取締役候補者とした理由】

松井久憲氏は、当社の親会社である三菱電機株式会社にて、社会環境事業部長、経営企画室副室長、営業本部副本部長等を歴任した後、2019年6月より当社取締役社長を務めております。事業運営における幅広い知見や経営に関する豊富な経験・実績を有しており、培わ

れた経験や実績等をもって経営の方針決定並びに業務執行に対する監視・監督を行うことにより、企業価値の向上が期待できるため、引き続き取締役候補者としております。

候補者
番号

2

かじかわ ゆうじ
梶川 裕司

1961年10月23日生

新任

■所有する当社の株式数 0株

■取締役会出席回数 一

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4月	三菱電機株式会社入社	2019年 4月	同社役員理事経営企画室副室長
2011年 4月	Mitsubishi Electric Automation, Inc. 出向	2022年 4月	当社副社長執行役員 (現在に至る)
2013年 4月	三菱電機株式会社FAシステム事業本部FA海外事業部長		
2015年10月	同社FAシステム事業本部FAシステム業務部長兼FA本コンプライアンス部長		
2018年 4月	同社役員理事FAシステム事業本部FAシステム業務部長兼FA本コンプライアンス部長		

【取締役候補者とした理由】

梶川裕司氏は、当社の親会社である三菱電機株式会社にて、FA海外事業部長、FAシステム業務部長、経営企画室副室長等を歴任した後、2022年4月より当社副社長執行役員を務めております。事業運営における幅広い知見や経営に関する豊富な経験・実績を有してお

り、培われた経験や実績等をもって、経営の方針決定並びに業務執行に対する監視・監督を行うことにより、企業価値の向上が期待できるため、取締役候補者としております。

候補者
番号

3

やまざき
山崎

つとむ
勉

1958年7月14日生

新任

■所有する当社の株式数 600株

■取締役会出席回数 一

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4月	当社入社	2020年 4月	当社取締役 専務執行役員（CTO・エンジニアリング統括担当）電力・産業・プラント事業本部長
2013年 4月	当社執行役員 電力・産業・プラント事業本部副本部長 兼産業プラント統括工事部統括部長	2020年 6月	当社専務執行役員（CTO・エンジニアリング統括担当）電力・産業・プラント事業本部長 （現在に至る）
2014年 4月	当社常務執行役員 電力・産業・プラント事業本部長		
2014年 6月	当社取締役 常務執行役員 電力・産業・プラント事業本部長		
2015年 4月	当社取締役（技術本部担当）常務執行役員 電力・産業・プラント事業本部長		

【取締役候補者とした理由】

山崎 勉氏は、長年にわたりプラント事業に携わり、2014年6月より取締役 電力・産業・プラント事業本部長を歴任し、2020年6月より専務執行役員 電力・産業・プラント事業本部長としての要職を務めております。プラント事業における豊富な経験と実績や取締役とし

て培われた事業運営における幅広い知見や経営に関する豊富な経験・実績を有しており、そこで培われた経験や実績をもって、経営の方針決定並びに業務執行に対する監視・監督を行うことにより、企業価値の向上が期待できるため、取締役候補者としております。

候補者
番号

4

やまな かっひで
山名 克英

1960年12月19日生

再任

■所有する当社の株式数 1,600株

■取締役会出席回数 12回/12回

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4月	当社入社	2020年 4月	当社取締役 上席常務執行役員（コンプライアンス担当）総務本部長
2013年 4月	当社総務本部総務部長	2022年 4月	当社取締役 上席常務執行役員（CHO・コンプライアンス担当）総務本部長 （現在に至る）
2018年 4月	当社執行役員 総務本部副本部長兼総務部長		
2019年 4月	当社常務執行役員 総務本部長		
2019年 6月	当社取締役（コンプライアンス担当）常務執行役員 総務本部長		

【取締役候補者とした理由】

山名克英氏は、長年にわたり総務部門に在籍し、総務部長等の要職を経て、2019年4月より総務本部長の要職を務めております。管理部門における幅広い知見に加え、そこで培われた経験や実績をもつ

て、経営の方針決定並びに業務執行に対する監視・監督を行うことにより、企業価値の向上が期待できるため、引き続き取締役候補者としております。

候補者
番号

5

たけむら りゅういち
竹村 隆一

1967年7月21日生

新任

■所有する当社の株式数 0株

■取締役会出席回数 ー

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年 4月 三菱電機株式会社入社
2014年 4月 同社社会システム事業本部社会環境事業部社会環境計画部長
2018年 4月 同社神戸製作所営業部長
2021年 4月 当社経営企画本部副本部長
2022年 4月 当社上席常務執行役員（CFO・業務革新プロジェクト室担当）経営企画本部長（現在に至る）

【取締役候補者とした理由】

竹村隆一氏は、当社の親会社である三菱電機株式会社にて、営業部門や企画部門に在籍し社会環境計画部長等を歴任した後、2021年4月より当社経営企画本部副本部長、2022年4月より当社経営企画本部長の要職を務めております。企画部門における幅広い知見に加

え、そこで培われた経験や実績等をもって、経営の方針決定並びに業務執行に対する監視・監督を行うことにより、企業価値の向上が期待できるため、取締役候補者としております。

候補者
番号

6

かとう じゅんいち
加藤 淳一

1955年1月15日生

再任

社外

独立役員

■所有する当社の株式数 0株

■取締役会出席回数 12回/12回

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年 3月 富士ゼロックス株式会社(現富士フィルムビジネスイノベーション株式会社)入社
2012年 4月 同社中央営業事業部長
2012年 7月 同社執行役員
2017年 7月 同社エグゼクティブアドバイザー
2019年 9月 ヤマトホールディングス株式会社エグゼクティブアドバイザー
2020年 3月 ヤマトロジスティクス株式会社エグゼクティブアドバイザー

2020年 6月 当社社外取締役（現在に至る）
2021年 4月 ヤマト運輸株式会社エグゼクティブアドバイザー（現在に至る）

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

加藤淳一氏は、富士ゼロックス株式会社(現富士フィルムビジネスイノベーション株式会社)において営業部門を経験後、執行役員やエグゼクティブアドバイザーの要職を歴任され、営業及び経営の豊富な経験と幅広い知識を有しております。客観的・専門的な立場から当社経

営への助言や経営の方針決定並びに業務執行に対する監視・監督を行うことにより、企業価値の向上が期待できるため、引き続き社外取締役候補者としております。なお、同氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年間であります。

候補者
番号

7

むらた よしお
村田 佳生

1960年12月5日生

新任

社外

独立役員

■所有する当社の株式数 0株

■取締役会出席回数 ー

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 4月	株式会社野村総合研究所入社	2016年 4月	同社常務執行役員 コンサルティング事業本部長
2003年 4月	同社コンサルティング部門事業企画室長	2020年 4月	同社顧問
2005年 4月	同社コンサルティング部門ナレッジマネジメントプロジェクト部長	2021年 6月	株式会社ヤフウェイ・ビジネス・コンサルティング代表取締役 (現在に至る)
2008年 4月	同社技術・産業コンサルティング部長		
2010年 4月	同社執行役員 コンサルティング事業本部副本部長		
2015年 4月	同社執行役員 コンサルティング事業本部長		

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

村田佳生氏は、株式会社野村総合研究所においてコンサルティング部門を経験後、常務執行役員やコンサルティング事業本部長等の要職を歴任され、経営の豊富な経験と幅広い知識を有しております。客観

的・専門的な立場から当社経営への助言や経営の方針決定並びに業務執行に対する監視・監督を行うことにより、企業価値の向上が期待できるため、社外取締役候補者としております。

候補者
番号

8

きたじま ひでゆき
北嶋 秀行

1966年11月25日生

再任

■所有する当社の株式数 0株

■取締役会出席回数 8回/8回

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年 4月	三菱電機株式会社入社	2017年10月	三菱電機株式会社発電・エネルギーシステム事業部専任
2013年 4月	Mitsubishi Electric Europe B.V. Power Systems Group	2019年 4月	同社系統変電システム製作所副所長兼Sプロジェクトグループマネージャー兼営業部長
2015年 4月	Mitsubishi Electric Corporation Dubai Branch 兼Middle East Electric Company W.L.L. Head Office 兼MITSUBISHI ELECTRIC CORPORATION KUWAIT PROJECT OFFICE 兼Mitsubishi Electric Europe B.V. Corporate Head Office	2020年 4月	同社系統変電システム製作所副所長兼営業部長
2017年 4月	Mitsubishi Electric Corporation Dubai Branch 兼Middle East Electric Company W.L.L. Head Office 兼MITSUBISHI ELECTRIC CORPORATION KUWAIT PROJECT OFFICE	2021年 4月	同社関係会社部次長 (現在に至る)
		2021年 6月	当社取締役 (現在に至る)

【取締役候補者とした理由】

北嶋秀行氏は、当社の親会社である三菱電機株式会社の営業部門に長年にわたり在籍しておりました。また、海外での勤務経験もあり、そこで培われた幅広い事業に関する知識・経験をもって、当社経営への

助言や経営の方針決定並びに業務執行に対する監視・監督を行うことにより、企業価値の向上が期待できるため、引き続き取締役候補者としております。

(注) 1. 加藤淳一氏及び村田佳生氏は、社外取締役候補者であります。

2. 当社は、加藤淳一氏を東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
当社は、村田佳生氏の選任が承認された場合には、独立役員として届け出る予定であります。
3. 北嶋秀行氏は、当社の親会社である三菱電機株式会社の業務執行者であり、当社は同社から電気設備工事の受注並びに商品の仕入をしております。
他の取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
4. 松井久憲氏、梶川裕司氏、竹村隆一氏及び北嶋秀行氏の現在及び過去10年間に於ける当社の特定関係事業者である三菱電機株式会社の業務執行者としての地位及び担当は、「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」欄に記載のとおりです。
5. 当社は、当社定款の規定に基づき、加藤淳一氏との間で、会社法第427条第1項の規定により同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約における賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。同氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
当社は、村田佳生氏の選任が承認された場合には、同氏との間で、当該責任限定契約と同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があります。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、各候補者の任期途中である2022年7月1日に当該保険契約を更新する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

【参考】候補者一覧

候補者番号	氏名	当社における現在の地位及び担当	候補者属性	取締役会出席回数	監査等委員会出席回数
1	こばやし ゆういち 小林 雄一	取締役（常勤監査等委員）	再任	12/12	9/9
2	あずま てつや 東 哲也	社外取締役（監査等委員）	再任 社外 独立役員	12/12	9/9
3	ともつね まさこ 友常 理子	社外取締役（監査等委員）	再任 社外 独立役員	12/12	9/9

再任 再任取締役(監査等委員)候補者 社外 社外取締役(監査等委員)候補者 独立役員 証券取引所届出独立役員

候補者
番号

1

こばやし ゆういち
小林 雄一

1957年7月28日生

再任

■所有する当社の株式数 1,000株

■取締役会出席回数 12回/12回

■監査等委員会出席回数 9回/9回

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年 8月	当社入社	2017年 4月	当社経営企画本部長付部長
2011年10月	当社経営企画本部長	2017年 6月	当社常勤監査役
2013年 4月	当社経営企画本部長兼経営企画部部長	2020年 6月	当社取締役（常勤監査等委員） （現在に至る）
2015年 4月	当社経営企画本部長		

【監査等委員である取締役候補者とした理由】

小林雄一氏は、長年にわたり経理部門に携わり、経理部長の要職を経て、2017年6月から当社監査役、2020年6月から当社常勤監査等委員として適切に監査を行っております。そこで培われた専門的な知識

・経験等を当社の監査体制に活かしていただけると判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者としております。

候補者
番号

2

あずま てつや
東 哲也

1957年2月10日生

再任

社外

独立役員

■所有する当社の株式数 0株

■取締役会出席回数 12回/12回

■監査等委員会出席回数 9回/9回

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年10月	昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所	2020年 6月	当社社外取締役（監査等委員） （現在に至る）
1988年 3月	公認会計士登録	2021年11月	有限会社ブレインオフィス取締役 （現在に至る）
1988年 8月	税理士登録		
1988年12月	東公認会計士事務所開設 （現在に至る）		
2005年 2月	日本ロジスティクスファンド投資法人監督役員		
2016年 6月	当社社外監査役		

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

東 哲也氏は、公認会計士・税理士として培われた専門的な知識・経験等を有しております。2016年6月より当社監査役、2020年6月より監査等委員として適法性・妥当性の観点から適切に監査を行っており、客観的な立場から当社の業務執行の監査・監督機能の強化が期待

できるため、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としております。なお、同氏の監査等委員である社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年間であります。

候補者
番号

3

ともつね まさこ
友常 理子

(戸籍上の氏名 井崎 理子)

1972年2月17日生

再任

社外

独立役員

■所有する当社の株式数 0株

■取締役会出席回数 12回/12回

■監査等委員会出席回数 9回/9回

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2002年10月	弁護士登録（第一東京弁護士会） 田辺総合法律事務所入所	2020年3月	株式会社ニコン生命倫理審査委員会審査委員 （現在に至る）
2010年 4月	自衛隊倫理審査会委員	2020年6月	当社社外取締役（監査等委員） （現在に至る）
2013年 4月	田辺総合法律事務所パートナー （現在に至る）		
2018年 6月	宝ホールディングス株式会社 社外取締役 （現在に至る）		

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

友常理子氏は、過去に役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として企業法務等に関する豊富な経験と実績及び高い見識を有しております。2020年6月より当社監査等委員として適法性・妥当性の観点から適切に監査を行っており、客観的な立場から当社の業務執行の監査・監督機能の強化が期待でき

るため、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としております。なお、同氏の監査等委員である社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年間であります。

- (注) 1. 当社は、友常理子氏が所属する田辺総合法律事務所と顧問契約を締結しており、必要に応じて、法律上のアドバイスを受けておりますが、当社グループが同法人に支払う年間顧問料は10百万円未満であります。
2. 当社は、小林雄一氏及び東 哲也氏との間に特別な利害関係はありません。
3. 東 哲也氏及び友常理子氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
4. 当社は、東 哲也氏及び友常理子氏を東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ており、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社は、当社定款の規定に基づき、小林雄一氏、東 哲也氏及び友常理子氏との間で、会社法第427条第1項の規定により同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約における賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。3氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があります。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、各候補者の任期途中である2022年7月1日に当該保険契約を更新する予定であります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、当社定款の定めにより、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとなります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会の同意を得ております。

また、本選任の効力につきましては、その就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

にしむら たかひろ
西村 誉弘 1972年4月10日生

社外 独立役員

■所有する当社の株式数 0株

■取締役会出席回数 ー

■監査等委員会出席回数 ー

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年 4月	碧海信用金庫入社	2015年10月	岐阜製販株式会社監査役 (現在に至る)
2005年12月	監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）東京事務所入所	2017年 6月	株式会社アイ・ピー・エス社外監査役 (現在に至る)
2008年 5月	公認会計士登録	2017年 7月	プリントネット株式会社社外取締役
2013年10月	西村誉弘公認会計士事務所（現リーダーズサポート公認会計士事務所）設立、代表 (現在に至る)		
2013年12月	税理士登録		
2015年 4月	リーダーズサポート税理士法人代表社員 (現在に至る)		
2015年10月	株式会社フルブリッジ監査役 (現在に至る)		

【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

西村誉弘氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、監査等委員である取締役に就任した場合においては、公認会計士・税理士としての専門的な知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただけると判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 西村誉弘氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 西村誉弘氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
 3. 西村誉弘氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出る予定であります。
 4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があります。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。西村誉弘氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

【ご参考】 第2号議案、第3号議案が承認された場合の役員体制及びスキルマトリックス

第2号議案、第3号議案が承認された場合の取締役会及び監査等委員会の構成並びに各取締役の専門性は次のとおりです。

	氏名	企業経営 企業戦略	先見性 企業分析力	営業 マーケティング	内部統制 ガバナンス	法務 コンプライアンス	財務 会計	国際性 グローバル	人事 人材開発	施工/安全 品質/技術
	まつい ひさのり 松井 久憲	●	●	●	●			●		
	かじかわ ゆうじ 梶川 裕司	●	●	●	●			●		
	やまざき つとむ 山崎 勉		●	●						●
	やまな かつひで 山名 克英				●	●			●	
	たけむら りゅういち 竹村 隆一	●	●	●			●			
社外	かとう じゅんいち 加藤 淳一	●		●					●	
社外	むらた よしお 村田 佳生	●	●	●						
	きたじま ひでゆき 北嶋 秀行			●				●		
★	こばやし ゆういち 小林 雄一		●		●		●			
★ 社外	あずま てつや 東 哲也				●		●			
★ 社外	ともつね まさこ 友常 理子				●	●				

★監査等委員である取締役

以上

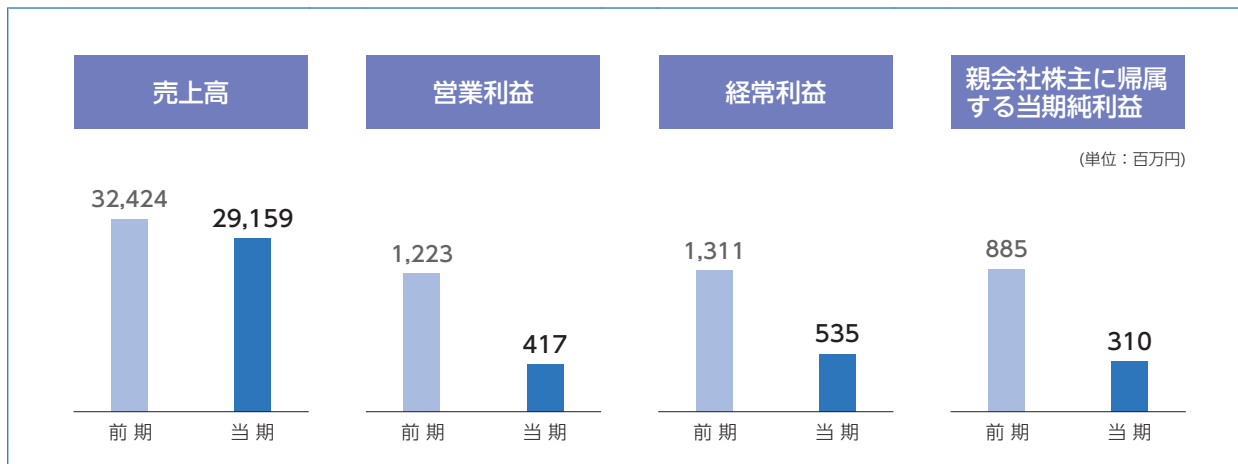
I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における当社を取り巻く市場環境は、海外経済の回復や政府の国土強靱化対策効果、並びに首都圏の大規模開発プロジェクト等によりコロナ禍からの本格回復が期待されましたが、新型コロナウイルス感染症の影響長期化による部材・部品供給面での制約や原材料価格の高騰に加え、ウクライナ情勢等による先行き不透明感があり、業界・業種ごとに好不調が混在した斑模様の状況となりました。

このような状況の中、当社は電気設備工事事業（内線・社会インフラ・送電）及び商品販売事業における提案営業力・コスト競争力強化に注力し、中規模改修案件及び営繕工事の粗利率改善を図るとともに、成長戦略の重点施策と位置付けている事業間連携活動を通じた事業機会の拡大や脱炭素社会実現への取り組みとして近年必要性が高まっているZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）・省エネルギー事業の展開等を積極的に進めてまいりました。しかしながら、コロナ禍の影響長期化に伴い受注を見込んでいた中小規模改修案件・営繕工事等の発注繰り延べ・中止が相次いだことに加え、部材・部品供給面での制約が工事工期や商品販売にマイナス影響を与え当期首に想定していた売上規模の確保が困難となりました。

この結果、当期の経営成績は、売上高291億59百万円、営業利益4億17百万円、経常利益5億35百万円、親会社株主に帰属する当期純利益3億10百万円となり、2022年3月28日に公表した連結業績予想の水準は確保するものの、前期を下回る結果となりました。



電気設備工事業

電気設備工事業では、企業の設備投資抑制の影響により受注高は238億63百万円（対前年度比0.0%増）となり、完成工事高は完成案件等の減少により、216億10百万円（対前年度比11.4%減）となりました。

主要な事業内容

内線工事

新築工事

高度情報化社会の維持・発展、安全性の向上を図るため、新築工事における電気設備は、ますます高度化、多様化した機能にニーズがあり、計画、設計、施工の各段階で高度な技術力と信用性が要求されています。オフィスビル、病院、工場、公共施設等の設計・施工において、これまで蓄積した技術力、最新設備の知識をもってお客様の要求に応じてまいります。

リニューアル工事

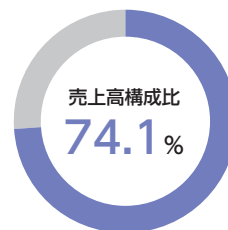
建築物を資産として有効活用しつつ、ロングライフ化を図るため、これまで培われたエンジニアリングを活用。ビル電気設備の設計・施工をはじめ、物理的劣化やニーズの変化、環境・省エネに配慮した電気設備の機器更新等多彩なソリューションで、建物のライフサイクルマネジメントをサポートいたします。

社会インフラ事業

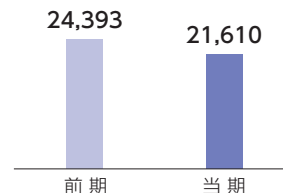
発電所や変電所、水処理施設といった社会基盤を支える大規模プラントから、高速道路管制監視設備や大型映像設備まで、電力・計装設備を中心とした各種設備を“トータルシステム”としてご提案。エレクトロニクスを使った制御・管理システムの分野で、数々の実績を持っています。

送電事業

公共性の高い「電力供給」の分野を支える存在として、各電力会社の送電線建設工事や調査・測量・補完パトロール・保守工事・関連土木工事等を担当。長年にわたって送電線建設工事を数多く手がけ、その技術力は高く評価されています。安定した電力供給で社会全体を支えるために、送電線建設工事におけるさらなる作業効率化、設備の延命化をめざし、一層の技術の向上に取り組んでいます。



■売上高 (単位: 百万円)



東京電力パワーグリッド(株) 大針蓮田線



下北沢地区F-II・F-IIIブロック商業施設



佐倉テクノロジー・イノベーションセンター



東京都港区虎ノ門4丁目1計画

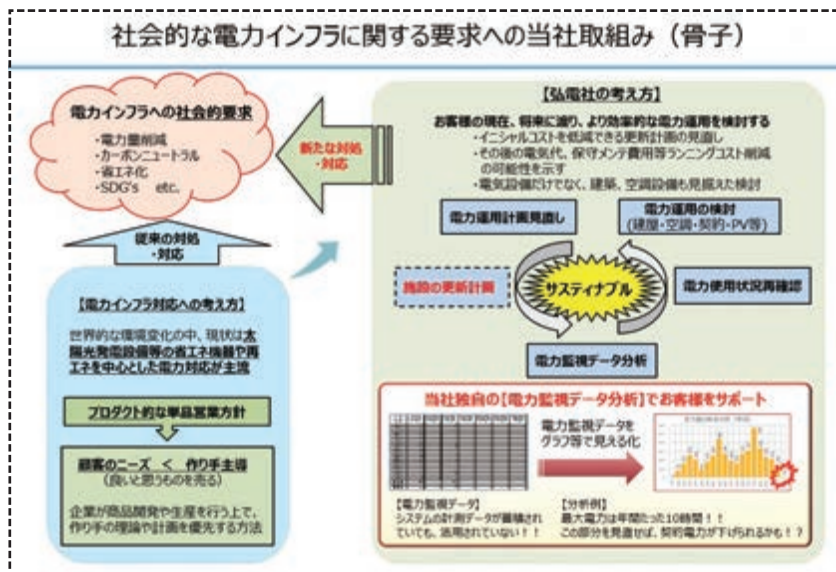


関西電力(株) 笠置発電所

新たな取り組み

■カーボンニュートラルに向けた電力運用の改善支援

当社は、顧客工場内の電気営繕業務に於いて、常に各電力事情と間近に接し、安定した電力インフラの仕組みを把握し、問題の解決に関わる中、企業が使用する電力データを、「日次最大電力・平均気温相関(環境データ)」、「用途別年間・日時電力量」、「PV連携時間帯別平均電力量」等のあらゆる角度より使用電力データを詳細に分析し、インフラ設備の信頼性、老朽化、電力使用状況の観点よりユーザーと課題を共有し、電力改善支援と設備の省エネ・BCPが一層図れるサービスの提供を進めます。



■送電事業における資機材運搬用ドローンの紹介

当社は、山間部を中心とする送電線工事の資機材をドローンで運搬し、荷役運搬作業の負荷軽減、安全性向上、効率化によるコスト削減を図るため、ドローン製造会社と運搬用ドローンを共同開発し実運用を展開中です。

“これまで人力で運ぶと約40分かかった運搬作業→わずか2分に短縮”運搬技術の確立と適用拡大に取り組んでいます。



商品販売事業

商品販売事業では、新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い、商材納期や大口顧客の設備投資への影響が生じ、商品売上高は75億49百万円（対前年度比6.0%減）となりました。

主要な事業内容

1926年、三菱電機(株)製品の販売を開始して以来、工事部門との綿密なリレーションシップのもと、FA・配電機器をはじめ、空調機器、ビル設備機器、産業メカトロニクス機器等を販売。また、スピーディーに変化する技術革新の中で、高度情報化時代に対応した先端のAI・IOT関連商品を多数ラインナップ。さらにコンポーネント販売のみではなく、ソリューションに繋がるシステム販売を行い、生産性向上、省エネ、セキュリティ、品質向上等、様々なお客様のニーズに沿ったご提案をいたします。

各種部門と主な取扱い商品

FA制御機器部門

シーケンサ、ACサーボ、インバータ、HMI(表示器)、産業用ロボット、画像処理機器、省配線機器、センサ、産業用PC、IOTアプリケーションソフトウェア等

配電制御機器部門

変圧器、遮断器、電磁開閉器、電力量計、省エネ支援機器、省エネ支援アプリケーションソフトウェア等

冷熱住設部門

ビル用マルチエアコン、店舗用パッケージエアコン、家庭用エアコン他各種エアコン、ファンコイル、チリングユニット、コンデンシングユニット、換気扇、太陽光発電等

昇降機・ビルシステム部門

各種エレベーター、メルセントリー(三菱ビル遠隔管理サービス)、エスカレーター、ホームエレベーター、監視カメラ、照明機器、エネルギー管理システム



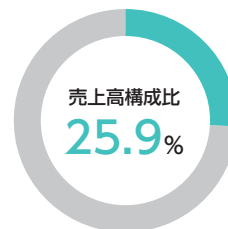
シーケンサ



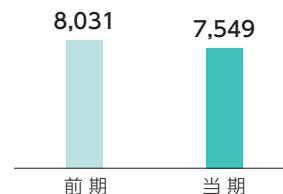
トッランナー変圧器



ビル用マルチエアコン



■売上高 (単位:百万円)



2. 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、411百万円であり、各セグメント別の設備投資について示すと、次のとおりであります。

[電気設備工事]

当連結会計年度の設備投資は、主に施工DX推進に向けたクラウドサーバー整備等であり、総額は25百万円であります。

[商品販売]

記載すべき事項はございません。

[全社共通]

当連結会計年度の設備投資は、主に会計システム刷新等であり、総額は383百万円であります。

なお、上記金額には無形固定資産を含んでおります。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達について、特に記載すべき事項はありません。

4. 財産及び損益の状況の推移

区 分	第140期 (2019年3月期)	第141期 (2020年3月期)	第142期 (2021年3月期)	第143期 (2022年3月期)
受注工事高 (百万円)	30,322	27,873	23,855	23,863
売上高 (百万円)	37,527	35,654	32,424	29,159
経常利益 (百万円)	2,826	2,600	1,311	535
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,961	1,737	885	310
1株当たり当期純利益 (円)(注)	1,105.66	979.42	499.54	175.44
総資産 (百万円)	29,808	29,216	29,234	28,460
純資産 (百万円)	16,524	17,557	18,664	18,544

5. 対処すべき課題

今後の当社を取り巻く市場環境は、いわゆる「withコロナ」の定着に加え、政府の国土強靱化対策効果や首都圏の大規模プロジェクト等により緩やかな回復に向かうと期待されています。一方で、新型コロナウイルス感染症の影響長期化に伴う部材・部品供給面での制約や原材料価格の高騰による利益下振れリスクは依然として残っており、更にウクライナ情勢等、国際・国内経済に大きな影響を与える不確定要素も顕在化しているため、経済本格回復には年単位の時間を要するものと予想されます。

当社はこのような事業環境のなか、総合設備企業として設備工事と機器販売を両輪とした事業展開を継続し、高度な社会インフラ設備の実現に向けた取り組みを通じて持続的な成長を実現してまいります。

なお、2021年度はコロナ禍影響の長期化等により受注／売上／利益とも年度初計画に対し未達となりましたが、受注活動の進展により大口案件の受注が増加傾向にあり手持充足率が高まっていることを踏まえ、2023年3月期の連結業績は「売上高364億円／経常利益10億50百万円」を予想しております。

【経営基本方針】

【企業理念】

当社は、高い倫理観と遵法精神のもと、企業理念である「創造する喜びを通して、豊かな人間社会の実現に貢献する。」を日々の事業活動を通じて実践しております。私たちの事業活動はいわゆるSDGs（国連が定める「地球環境、人間社会が維持継続されるための2030年までに達成すべき17の分野目標」）の実現に他なりません。

【経営方針】

当社は、上記企業理念のもと、次の5項目を経営方針としております。

- 顧客第一の精神に徹する
- 社会のニーズ、変化を先取りする技術者集団をつくる
- 人を活かし、人を育てる、人間尊重の企業を目指す
- 信用を高め、業界での確固たる地位を築く
- 適正利潤を確保し、企業発展の基盤を確立する

【中期的な経営戦略及び目標とする経営指標】

当社グループは、「持続的な成長」を経営目標と位置付け、中期的な経営戦略及び目標とする経営指標を設定し、その実現に取り組んでおります。

具体的には、先ず、将来の事業環境を見据えたうえで、各事業分野の目指すべき事業構造並びに顧客ポートフォリオ等を明確化し、目標とする経営指標を設定します。

その上で、目標実現のための事業基盤強化策を具体的に策定するとともに、事業推進・強化のための課題及び必要となる経営基盤強化策を明確にし、その実現に必要な施策及び資源投入計画を策定し展開する運営としております。

加えて、従来以上に社内事業部門間並びに専門技術を有する他社との事業連携を強化することで事業機会の拡大

に取り組み、また、経営基盤強化については、保有技術や施工現場運営等について、全社横断的な視点での管理を行う等で更なる強化に取り組んでおります。

【事業基盤強化】

(1) 営業基盤の強化拡大

- ◇客先ニーズを的確に捉え、「新築～営繕～リニューアル」のライフサイクル全体を通じた提案営業の展開による、既存主要顧客の保持・新規顧客の拡大
- ◇ZEBプランナー資格等、新技術を活かした省エネ提案とこれを通じた関連企業との協業展開
- ◇機器販売事業からシステムソリューションへのビジネスモデル進化を通じた事業拡大

(2) 事業領域の拡大

- ◇三菱電機グループ各社との協業、並びに社内部門間連携を通じた「工事～設備供給」までの幅広い対応
- ◇他社との事業連携による技術領域・提案力拡大（空調／冷熱／衛生のワンストップ提案等）
- ◇客先の電力運用改善支援（コンサルティング）を通じた改修・リニューアル工事の維持拡大
- ◇ドローンを活用した資機材運搬など新たな事業への取り組み

【経営基盤強化】

(1) 人財／施工力強化(現場力強化)

- ◇2024年4月からの時間外労働上限規制適用に向け、事業規模拡大の前提となる施工員の確保／拡充（積極的な新卒・中途採用継続、事業継承型のM&A等）
- ◇「従業員エンゲージメント向上」による企業価値向上
- ◇全社共通の現場業務支援機能の構築（現場作業効率アップによる生産性向上）
- ◇施工員個々の能力見える化と施工力データ化を通じた全国大での機動的な人員配置

(2) 採用・人材開発部の新設

- ◇新卒採用の堅持（毎年20名を採用し、適正な人員構成を図る）
- ◇第二新卒採用／リファラル採用／アルムナイ採用の拡大（採用方法の多様化による人員確保）
- ◇機能別・階層別教育体系の整備と教育センターでの実技研修など教育体系の再構築

(3) 成長のための戦略投資

- ◇施工現場及び機器販売のICT化による生産性の持続的向上
- ◇基幹系システムの構築による間接業務の徹底的な合理化と業務改革の推進
- ◇保有技術並びに不足技術の見える化、不足技術導入への積極的取り組み

【健康経営】

当社は現在、経営の基軸の一つとして、健康経営に取り組んでおり、2021年より2年連続で経済産業省及び日本健康会議が選定する「健康経営優良法人(大規模法人部門)」に認定されております。企業の社会的責任（CSR）を果たす上で、従業員の健康は最重要事項です。「誰もが健康で働き易く、働き甲斐のある会社・職場」を実現することが、従業員の健康増進、従業員の満足度/エンゲージメントの向上、企業価値の向上に繋がっていきます。そのために、当社はCHO（健康管理最高責任者：Chief Health Officer）を定め、健康診断100%受診の維持をはじめ、メンタル/ストレス対策、高額医療保険の会社負担等を講じています。また、喫緊の課題として新型コロナウイルス感染症の対応として、感染予防対策、テレワーク/フレックス勤務の推進による感染リスク低減、罹患者及びその家族に対する支援等を推進しています。

また、2024年4月からの時間外労働の上限規制に向け、働き方改革、業務支援等推進し、時間外労働の削減に取り組んでおります。



【経営目標】

当社は、2016年4月に「持続的に達成すべき指標」を設定し、2019年までの4年間を活動期間として各種経営体質強化策の展開に着手しました。

その後、2018年4月に第1ステップの評価を行い、一段高い目標（下表参照）を再設定し、2019～2021の3ヶ年を期間とする中期経営計画を策定／展開してまいりました。

2016～2018の3ヶ年は、成長性には課題を残しながらも収益性・健全性の指標で目標を達成いたしました。2019～2021の3ヶ年は、2020年初から顕在化した新型コロナウイルス感染症の影響（顧客の設備投資計画中止・延期、機器納期問題に伴う施工時期の遅延）や素材価格高騰に伴う利益減等のインパクトが大きく、いずれの指標でも目標未達に終わりました。

上記市場環境の継続に加え、ウクライナ情勢等の不確定要素もあり、経済の本格回復は未だ見通せない状況にあります。当社は「持続的に達成すべき指標」を恒常的に達成できる強固な事業基盤を2024年までの3ヶ年で構築することを新たな中期経営計画の基本方針とし、これまでに着手・展開してきた事業基盤強化策、経営基盤強化策の一段の深化と加速を図ってまいります。また、事業環境が不透明な状況にあることを踏まえ、2年間経過するごとに経営目標の達成度評価を行い必要に応じ目標の見直しを図ってまいります。

持続的に達成すべき経営指標

	2016～18年度 平均実績	2019～21年度 平均実績	目標値
売上高 [成長性]	363億円	324億円	370億円以上 400億円達成
経常利益率 [収益性]	5.9%	4.6%	5.0%以上
ROE [健全性]	9.7%	5.6%	8.0%以上

6. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

会社名	所在地	資本金	親会社が所有する当社株式数及び出資比率	主要な事業内容
三菱電機株式会社	東京都千代田区	175,820百万円	897千株 50.6%	各種電気製品の製造・加工及び販売

(注) 当社の電気設備工事事業は親会社より屋内線工事等を受注し、商品販売事業は親会社より電気機器、冷熱住設機器等の商品を仕入れ、販売を行っております。また、当社は資金の集中管理を目的とした国内グループファイナンス（短期貸付、長期貸付）を利用し、預入（貸付）を行っております。

(2) 親会社との間の取引に関する事項

①当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

- ・電気設備工事の受注は、当社から見積書を提示し、請負金額を交渉の上、決定しております。
- ・商品の仕入の価格その他の取引条件は、市場の実勢を参考に折衝の上、決定しております。
- ・貸付利率は、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

以上のように、当社は他の当事者との取引と同様に公正かつ適正な条件で親会社との取引をしております。

②当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての当社の取締役会の判断及びその理由

当社は2020年に監査等委員会設置会社に移行し、取締役会における社外役員の割合が1/3以上を占めております。当社取締役会では、少数株主保護の観点から、親会社との取引状況について担当執行役員より年2回報告を受け確認しており、また、社外役員から当社の経営に対する適正な意見が述べられております。当社の取締役会はこのような状況のもと独自の経営方針、営業政策に従って事業活動を展開しています。また当社は親会社への価格交渉力を有する等、親会社からの一定の独立性が確保されていると考えております。

③取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

④親会社と締結している重要な財務及び事業の方針に関する契約等の概要

該当事項はありません。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	出資比率	主要な事業内容
弘電工事株式会社	東京都中央区	20百万円	47.5%	電気工事請負業
弘電社機電工程（北京）有限公司	中華人民共和国北京市	1,000千米ドル	100%	建設技術コンサルタント事業 総合設備請負工事事業
弘電社物業管理（北京）有限公司	中華人民共和国北京市	470百万円	100%	ファシリティ事業 ビルメンテナンス事業

7. 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業区分	事業内容
電気設備工事事業	屋内線工事、送電線工事、発変電工事、通信工事、空調工事の設計・施工・請負
商品販売事業	汎用電気機器、産業用電気・電子機器、冷熱住設機器、昇降機等の販売

8. 主要な事業所 (2022年3月31日現在)

会社名	事業所名	所在地
当 社	本社	東京都中央区
	東北支店	宮城県仙台市青葉区
	茨城支店	茨城県小美玉市
	北関東支店	埼玉県さいたま市北区
	千葉支店	千葉県千葉市中央区
	関東支店	東京都中央区
	南関東支店	東京都新宿区
	名古屋支店	愛知県名古屋市千種区
	大阪支店	大阪府大阪市中央区
	中国支店	広島県広島市中区
	九州支店	福岡県福岡市博多区
弘電工事株式会社	本社	東京都中央区
弘電社機電工程(北京)有限公司	本社	中華人民共和国 北京市
弘電社物業管理(北京)有限公司	本社	中華人民共和国 北京市

9. 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

(1) 企業集団の従業員の状況

従業員数 (前期末比増減)	平均年齢	平均勤続年数
678名 (7名増)	45.1歳	17.9年

(2) 当社の従業員の状況

従業員数 (前期末比増減)	平均年齢	平均勤続年数
595名 (7名増)	45.2歳	18.7年

10. 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	280百万円
株式会社みずほ銀行	280百万円

II 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 4,000,000株
2. 発行済株式の総数 1,794,000株
3. 株主数 1,519名
4. 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
三菱電機株式会社	897千株	50.6%
弘電社従業員持株会	68千株	3.8%
三菱地所株式会社	58千株	3.3%
田中憲治	51千株	2.9%
ネグロス電工株式会社	23千株	1.3%
株式会社三菱UFJ銀行	23千株	1.3%
株式会社みずほ銀行	23千株	1.3%
MSIP CLIENT SECURITIES	22千株	1.3%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	17千株	1.0%
DBS BANK LTD. 700152	14千株	0.8%

(注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。

2. 当社は、自己株式21,755株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

Ⅲ 会社役員に関する事項 (2022年3月31日現在)

1. 取締役

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	松井久憲	社長執行役員
代表取締役	山田勝	副社長執行役員 (海外事業部・事業連携担当)
取締役	下野覚	専務執行役員 (CFO・業務革新プロジェクト室担当) 経営企画本部長
取締役	山名克英	上席常務執行役員 (コンプライアンス担当) 総務本部長
取締役	野村清二	
取締役	加藤淳一	ヤマト運輸株式会社エグゼクティブアドバイザー
取締役	北嶋秀行	三菱電機株式会社関係会社部次長
取締役 (常勤監査等委員)	小林雄一	
取締役 (監査等委員)	東哲也	公認会計士 税理士 東公認会計士事務所代表 有限会社ブレインオフィス取締役
取締役 (監査等委員)	友常理子	弁護士 田辺総合法律事務所パートナー 宝ホールディングス株式会社社外取締役 株式会社ニコン生命倫理審査委員会審査委員

- (注) 1. 取締役 野村清二氏、取締役 加藤淳一氏、取締役 東哲也氏及び取締役 友常理子氏は会社法に定める社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
2. 取締役 小林雄一氏及び東哲也氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・取締役 小林雄一氏は、過去に当社の経理部門において、長年にわたり業務に携わっておりました。
 - ・取締役 東哲也氏は、公認会計士の資格を有しております。
3. 監査等委員の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、小林雄一氏を常勤の監査等委員として選定しております。

4. 当事業年度末日後に以下の取締役の地位・担当等の異動がありました。

氏名	新	旧	異動年月日
下野 覚	取締役	取締役 専務執行役員 (CFO・業務革新プロジェクト室担当) 経営企画本部長	2022年4月1日
山名 克英	取締役 上席常務執行役員 (CHO・コンプライアンス担当) 総務本部長	取締役 上席常務執行役員 (コンプライアンス担当) 総務本部長	2022年4月1日

2. 事業年度中に退任した取締役

地位	氏名	退任日
取締役	中西 恭史	2021年6月25日

3. 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)がその期待される役割を十分に発揮できるように、定款において取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、常勤監査等委員である小林雄一氏、社外取締役である野村清二氏、加藤淳一氏、東 哲也氏及び友常理子氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。

その契約の概要は次のとおりであります。

- ・取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令で定める限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

4. 会社補償契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の2第1項に規定する同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することを内容とする補償契約を締結しておりません。

5. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があります。

当該保険契約の被保険者は当社及び子会社の取締役及び執行役員等の主要な業務執行者です。

保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

なお、2022年7月1日に当該保険契約を更新する予定であります。

6. 取締役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬の内容に係る決定方針（以下、決定方針といいます。）を定めており、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、固定報酬の月俸と変動報酬である3種類の業績連動報酬で構成し、株主総会で承認された報酬額の限度額内で、指名・報酬諮問会議において検討を行い、取締役会に上程し、取締役会において決定しております。年次業績や中長期の業績を反映した、よりインセンティブのある報酬体系とすることに加え、株式報酬制度「自社株式取得報酬」を導入し、株主様との価値共有を図っております。また、評価方法を4つの評価軸「パフォーマンス（業績／成果）、ポテンシャル（業務遂行能力）、パッション（変革に向けた情熱）、パーソナリティ（人間性）」から実施し、年次業績や中長期に亘る成長戦略の成果に対して多面的に評価し、活力あるマネジメントを実現することで、企業価値の向上を図っております。

また、監査等委員である取締役の報酬については、株主総会で決議された監査等委員である取締役の報酬額の範囲内で監査等委員会の協議の上、決定しております。

決定方針の決定方法は、指名・報酬諮問会議において、当社の事業規模や職責に応じた報酬水準、社員賃金等とのバランス及び業績への貢献度を勘案し、検討を行い、取締役会に上程し、取締役会において決定しております。

役員報酬にかかる決定基準は、「役員報酬等規程」にて次のとおり定めております。

a. 月俸

取締役の月俸は世間相場、従業員最高賃金とのバランス等諸々の事情を勘案し、会社規則に定めております。

b. 業績連動報酬

取締役の業績連動報酬は、業績連動報酬A～Cで構成されており、年額報酬の60%前後としております。

- ・業績連動報酬A：会社の事業年度の業績を反映し決定しております。
- ・業績連動報酬B：部門業績、個人業績を勘案し、月俸に業績連動報酬Aを加えた額の15%を目安に決定しております。なお、通常の業績連動報酬基準で反映しきれない顕著な業績があった場合は、さらに10%以内を限度に加算できることとなっております。
- ・業績連動報酬C：個人の業績を反映して決定し退任時に支給いたします。

当社では自社株式取得報酬制度として業績連動報酬A及び業績連動報酬Bから一定率を控除し、役員持株会を通じて自社株式を購入しております。

取締役の役員報酬は、固定報酬の月俸と変動報酬である3種類の業績連動報酬を合わせた金額としておりますが、会社業績・各取締役の業績への貢献度を勘案して個別に決定しております。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は年間で定め、それを12等分して毎月の報酬として支給しており、監査等委員である取締役の報酬は監査等委員会の協議で決定された報酬額を12等分して毎月の報酬として支給しております。

報酬額の決定に当たっては、指名・報酬諮問会議において決定方針に沿うものであるか否かも含めて審議しており、取締役会としてもその答申を尊重し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額を決定していることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

ロ.取締役の報酬等について株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額（定款に定める上限人数10名以内）は、2020年6月25日開催の第141回定時株主総会において、年額210百万円以内（うち社外取締役分は16百万円以内）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与を除く。）。

当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は、7名（うち、社外取締役は2名）であります。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額（定款に定める上限人数5名以内）は、2020年6月25日開催の第141回定時株主総会において、年額60百万円以内と決議されております。

当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名であります。

ハ.取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容について取締役会において決定しており、取締役に委任しておりません。

二.当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		対象となる役員の 員数(名)
		基本報酬	業績連動報酬等	
取締役(監査等委員である 取締役を除く。) (うち社外取締役)	133 (11)	64 (11)	69 (-)	6 (2)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	29 (11)	29 (11)	- (-)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	163 (23)	93 (23)	69 (-)	9 (4)

(注) 1. 当期末現在の員数は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名（うち社外取締役2名）、監査等委員である取締役3名（社外取締役2名）です。

ただし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名のうち1名は無報酬であるため、上記の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の支給人数には含まれておりません。

また、2021年6月25日開催の第142回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名がありますが、無報酬であるため支給人数には含まれておりません。

2. 上記支給額（基本報酬欄）には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額5百万円（取締役（監査等委員である取締役を除く。）4百万円、監査等委員である取締役0百万円）を含んでおります。

なお、当社は役員報酬体系の見直しの一環として、2021年5月18日開催の取締役会及び監査等委員である取締役の協議において、取締役の退職慰労金制度を2021年6月25日開催の第142回定時株主総会終結の時をもって廃止することを決定しました。制度の廃止に伴い、2021年6月25日開催の第142回定時株主総会に退職慰労金打切り支給の議案を上程し、支給の時期については各取締役の退任時とし、その具体的金額、方法等については、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については取締役会、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議に一任することで承認可決されました。

今後は、業績連動報酬として、個人の業績に応じ決定し、当該年度で確定し、退任時に支給されます。

3. 当社の業績連動報酬に係る指標は、経営目標額（売上高、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益）としており、当該指標を選定した理由としては、事業年度の経営目標を達成することが重要であると判断するためであります。

また、業績連動報酬の額の決定方法は、「役員報酬等規程」にて業績連動報酬の決定基準を定め、指名・報酬諮問会議において検討を行い取締役会に上程し、取締役会において決定しております。なお、当事業年度を含む会社業績（売上高、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益）の推移及び経営目標は、I企業集団の現況に関する事項「4. 財産及び損益の状況の推移」及び「5. 対処すべき課題」に記載のとおりです。

7. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職状況	当社との関係
社外取締役	野村清二	—	—
社外取締役	加藤淳一	ヤマト運輸株式会社エグゼクティブアドバイザー	—
社外取締役 (監査等委員)	東哲也	公認会計士 税理士 東公認会計士事務所代表 有限会社ブレインオフィス取締役	— — — —
社外取締役 (監査等委員)	友常理子	弁護士 田辺総合法律事務所パートナー 宝ホールディングス株式会社社外取締役 株式会社二コソ生命倫理審査委員会審査委員	当社顧問弁護士事務所 — —

(2) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	野村清二	当事業年度中に開催した取締役会12回のうち、11回出席し、他社での企業経営等における豊富な経験で培われた高い見識から必要に応じ発言を行っております。また、指名・報酬諮問会議の委員として、開催された会議の全てに出席しており、客観的・専門的な立場から当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
社外取締役	加藤淳一	当事業年度中に開催した取締役会12回のうち、12回出席し、営業及び経営の豊富な経験と知識から積極的に発言を行い、客観的・専門的な立場から当社経営への助言や経営の方針決定並びに業務執行に対する監視・監督を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	東哲也	当事業年度中に開催した取締役会12回のうち、12回出席、また、監査等委員会9回のうち、9回出席し、公認会計士・税理士としての専門的見地から必要に応じ発言を行い、客観的な立場から当社の業務執行への監査・監督機能の強化に努めております。
社外取締役 (監査等委員)	友常理子	当事業年度中に開催した取締役会12回のうち、12回出席、また、監査等委員会9回のうち、9回出席し、弁護士として培われた企業法務等に関する専門的な知識・経験と高い見識から必要に応じ発言を行っております。また、指名・報酬諮問会議の委員として、開催された会議の全てに出席しており、客観的・専門的な立場から当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

Ⅳ コーポレートガバナンスの基本的な考え方

当社は、高い企業倫理観とコンプライアンス活動を経営の基本として、事業活動を遂行しております。また、当社は常に企業改革を推進してコーポレートガバナンスの実効性を確保するとともに株主をはじめとするステークホルダーの期待にこたえるため、経営の効率化・迅速化を図るとともに、適時情報開示を行い、経営の透明性を高めて企業の持続的な成長と長期的な企業価値の向上を図り、企業の社会的責任を果たしてまいります。

Ⅴ 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	35百万円
(2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	38百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記(1)の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

2. 当社の子会社のうち、弘電社機電工程(北京)有限公司及び弘電社物業管理(北京)有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

3. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の妥当性や適正性を確認し、会計監査の職務遂行状況及び監査時間、報酬単価の算出根拠や算定内容を精査した結果、当該報酬は適切であると判断し、会計監査人の報酬等の額について同意を行っております。

3. 非監査業務の内容

当社は有限責任 あずさ監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務である「システム導入中におけるリアルタイム・アセスメント業務」に対して3百万円を支払っております。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

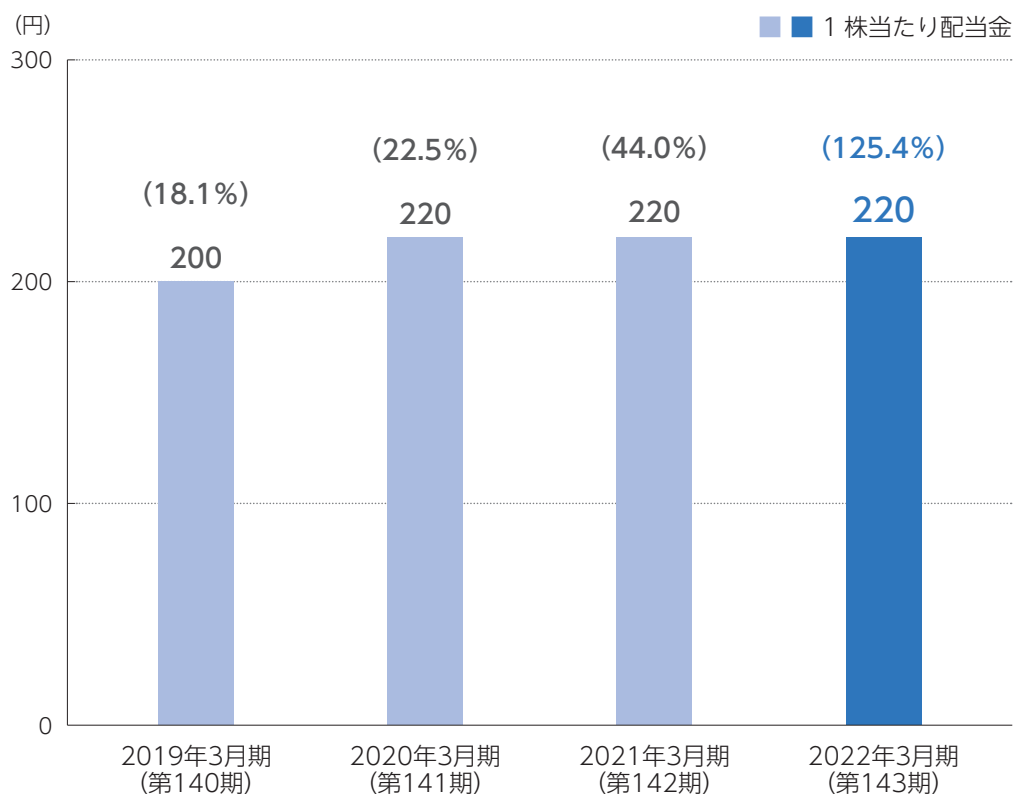
また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

Ⅵ 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営方針として位置づけ、財務体質の強化と将来の事業展開に備えるための内部留保の充実、また、今後の業績の動向等を総合的に判断し、安定的な配当に努めることを基本方針としております。

上記の方針に基づき、当期の配当につきましては、1株当たり220円の普通配当とさせていただきます。

■ 配当金の推移



() 内は配当性向

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
	百万円		百万円
流 動 資 産	22,734	流 動 負 債	9,427
現 金 預 金	1,594	電 子 記 録 債 務	2,567
受 取 手 形	480	工 事 未 払 金	3,515
電 子 記 録 債 権	2,697	買 掛 金	1,022
完 成 工 事 未 収 入 金	4,873	短 期 借 入 金	560
売 掛 金	1,585	リ ー ス 債 務	19
契 約 資 産	2,397	未 払 金	381
未 成 工 事 支 出 金	49	未 払 法 人 税 等	37
商 品	469	未 払 消 費 税 等	281
短 期 貸 付 金	8,057	契 約 負 債	132
そ の 他	532	賞 与 引 当 金	504
貸 倒 引 当 金	△3	完 成 工 事 補 償 引 当 金	3
固 定 資 産	5,725	工 事 損 失 引 当 金	230
有 形 固 定 資 産	1,261	そ の 他	171
建 物 ・ 構 築 物	674	固 定 負 債	488
機 械 ・ 運 搬 具 ・ 工 具 器 具 ・ 備 品	44	長 期 リ ー ス 債 務	29
土 地	528	退 職 給 付 に 係 る 負 債	116
リ ー ス 資 産	13	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	42
無 形 固 定 資 産	624	そ の 他	299
ソ フ ト ウ ェ ア	62	負 債 合 計	9,915
リ ー ス 資 産	30	純 資 産 の 部	
そ の 他	531	百万円	
投 資 そ の 他 の 資 産	3,840	株 主 資 本	18,185
投 資 有 価 証 券	988	資 本 金	1,520
退 職 給 付 に 係 る 資 産	2,060	資 本 剰 余 金	1,070
繰 延 税 金 資 産	362	利 益 剰 余 金	15,660
そ の 他	459	自 己 株 式	△65
貸 倒 引 当 金	△31	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	274
資 産 合 計	28,460	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	81
		為 替 換 算 調 整 勘 定	219
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△27
		非 支 配 株 主 持 分	85
		純 資 産 合 計	18,544
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	28,460

連結損益計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

科 目	金 額	
	百万円	百万円
売 上 高		
完 成 工 事 高	21,610	
商 品 売 上 高	7,549	29,159
売 上 原 価		
完 成 工 事 原 価	17,883	
商 品 売 上 原 価	6,475	24,359
売 上 総 利 益	3,726	
完 成 工 事 総 利 益	1,073	4,799
商 品 売 上 総 利 益		4,382
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		417
営 業 利 益		
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	23	
受 取 配 当 金	33	
受 取 家 賃 金	104	
保 険 配 当 金	12	
そ の 他	9	183
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7	
賃 貸 費 用	42	
そ の 他	15	65
経 常 利 益		535
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		535
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	114	
法 人 税 等 調 整 額	104	218
当 期 純 利 益		316
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		5
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		310

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
	百万円		百万円
流 動 資 産	20,902	流 動 負 債	8,534
現 金 預 金	425	電 子 記 録 債 務	2,567
受 取 手 形	473	工 事 未 払 金	2,905
電 子 記 録 債 権	2,697	買 掛 金	1,022
完 成 工 事 未 収 入 金	4,515	短 期 借 入 金	400
売 掛 金	1,585	リ ー ス 債 務	13
契 約 資 産	2,298	未 払 払 費 金	334
未 成 工 事 支 出 金	49	未 払 法 人 税 用	71
商 品	469	未 払 消 費 税 等	29
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	7,879	未 払 消 費 税 等	269
未 収 入 金	384	契 約 負 債	116
そ の 他 流 動 資 産	126	預 り 金	79
貸 倒 引 当 金	△3	賞 与 引 当 金	488
固 定 資 産	5,904	完 成 工 事 補 償 引 当 金	3
有 形 固 定 資 産	909	工 事 損 失 引 当 金	217
建 物 ・ 構 築 物	435	そ の 他 流 動 負 債	15
機 械 ・ 運 搬 具	3	固 定 負 債	409
工 具 器 具 ・ 備 品	33	長 期 リ ー ス 債 務	15
土 地	425	退 職 給 付 引 当 金	116
リ ー ス 資 産	10	そ の 他 固 定 負 債	276
無 形 固 定 資 産	607	負 債 合 計	8,943
ソ フ ト ウ ェ ア	60	純 資 産 の 部	
リ ー ス 資 産	15		百万円
そ の 他 無 形 固 定 資 産	531	株 主 資 本	17,782
投 資 其 他 の 資 産	4,386	資 本 金	1,520
投 資 有 価 証 券	988	資 本 剰 余 金	1,070
関 係 会 社 株 式	9	資 本 準 備 金	1,070
関 係 会 社 出 資 金	578	そ の 他 資 本 剰 余 金	0
破 産 更 生 債 権 等	8	利 益 剰 余 金	15,257
前 払 年 金 費 用 金	2,071	利 益 準 備 金	312
敷 金 保 証 金	139	そ の 他 利 益 剰 余 金	14,944
繰 延 税 金 資 産	395	別 途 積 立 金	7,610
そ の 他 投 資 等	227	繰 越 利 益 剰 余 金	7,334
貸 倒 引 当 金	△31	自 己 株 式	△65
資 産 合 計	26,807	評 価 ・ 換 算 差 額 等	81
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	81
		純 資 産 合 計	17,863
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	26,807

損益計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

科 目	金 額	
	百万円	百万円
売 上 高		
完 成 工 事 高	20,730	
商 品 売 上 高	7,549	28,279
売 上 原 価		
完 成 工 事 原 価	17,218	
商 品 売 上 原 価	6,475	23,694
売 上 総 利 益		
完 成 工 事 総 利 益	3,511	
商 品 売 上 総 利 益	1,073	4,585
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,224
営 業 利 益		360
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	77	
受 取 家 賃	28	
保 険 配 当 金	12	
そ の 他	7	125
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5	
賃 貸 費 用	6	
そ の 他	10	22
経 常 利 益		463
税 引 前 当 期 純 利 益		463
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	55	
法 人 税 等 調 整 額	104	159
当 期 純 利 益		303

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書 謄 本

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

株式会社 弘 電 社
取締役会 御 中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 永 井 勝
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 渡 辺 雄 一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社弘電社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社弘電社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

株式会社 弘 電 社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 永 井 勝
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 渡 辺 雄 一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社弘電社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第143期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第143期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号口の判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。更に会計監査人の評価・選定に係る相当性に関し検証致しました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月16日

株式会社 弘 電 社 監査等委員会

常勤監査等委員 小林 雄 一 ㊟

監 査 等 委 員 東 哲 也 ㊟

監 査 等 委 員 友 常 理 子 ㊟

(注) 監査等委員 東 哲也及び友常 理子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

日時 2022年6月24日（金曜日）午前10時

場所 東京都中央区銀座五丁目11番10号

弘電社ビル 2階会議室 電話 (03) 3542-5111 (代表)

交通のご案内

東京メトロ ■日比谷線 都営地下鉄 ■浅草線

東京メトロ ■丸ノ内線 ■銀座線 ■日比谷線

「東銀座駅」 A1出口 より徒歩約2分

「銀座駅」 A3出口 より徒歩約4分

株主総会のお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

